

先ほど、文科省の苦情処理窓口には年間に三件しかなかったと。これは、本当に中立的で安心して被害者が訴えることができるような、相談できるような窓口になつていないので、独立で中立的な判断ができる苦情処理体制の整備を義務付ける必要があると思いますが、人事院、いかがですか。

○政府参考人（遠山義和君）お答え申し上げます。

各府省の相談体制といたしましては、苦情が適切に処理されるように必要な体制を整備するといふことで、人事院規則において所掌事項を定めてございます。また、相談員が苦情相談に適切に対応できるように、ハラスメント相談セミナーなどを開催しているところでございます。

さらに、職員が苦情相談を行う場合には、人事院規則一〇一〇第八条第三項において、相談者は、各府省の相談員に苦情相談をするだけでなく、人事院に対して苦情相談を行うことができる旨規定されており、人事院では、その体制として、公平審査局職員相談課に職員相談員を配置しているところでございます。

人事院としては、セクハラについて職員が相談しやすい体制を確保するため、実効ある相談体制等について検討してまいりたいと存じます。

○神本美恵子君 やつているやつているとおっしゃいました。

やっていますけれども、現に財務省でこんな重大な問題が起きているんですよ。人事院はもつと本当に真剣に考えたい、各省庁で本当に泣き寝入りしている職員がどれぐらいいるか分からぬといいう危機感を持って臨んでいただきたいと思います。

時間が迫つてまいりましたので、最後に、性暴力防止の教育が必要だということをちょっと紹介をして、終わりたいと思います。

これは、元厚生労働省の事務次官の村木厚子さんが昨年の十一月のシンポジウムで、自分の幼い頃の性被害を話されたということを聞きました。

被害に遭つたら言えばいいじゃないかというが、簡単に言えない理由がたくさんあります。言えるようにするには、周りも努力しないといけない。

私の体験を絡めて考えると、大切な自分の権利を侵害されたということは大人に言つた方がいい、

言わなきやいけない。自分が悪いわけではなくて、悪い人がいる。だから対応した方がいいということを私は子供の頃に習つたことがなかつた。主張した方がいいと私自身は知りませんでしたというようなことを言いながら、言つていいんだ、やっぱりある人が糾弾されるべきなんだ、あの人が偉くなっているのはおかしいと言つて声を上げていこうことが大事というふうなことをおっしゃつておきました。

大人になつても、なるまで知らなかつたから言えない、あるいは教えられなかつたから被害を受けたことを訴えることもできない、その方法も分からぬといいうような子供たちが今いるかもしれません。私は、この性暴力防止教育を早急に文科省は考えて、性教育とはまた別にやる必要があるというふうに思いますので、そのことを指摘して、次の機会にまた続けたいと思います。

○蓮舫君 終わります。

○蓮舫君 立憲民主党・民友会の蓮舫です。

アメリカンフットボールの危険なタックル問題について今日新しい動きがありましたので、大臣、通告はしていないんですけども、スポーツを所管する大臣として、率直な思いをやり取りをさせていただければと思います。

長いこと、大学スポーツの運営というのは自主性が重んじられてきました。あるいは、併せて競技団体の指導が徹底されて安全が守られてきたものなんですが、今回の一件はまさにラフプレー、ボールを手放した選手に背後から強力なタックルをする、これは明確に禁止をされているものが堂々と行われた。そして、昨日、被害選手のお父さんが会見をして、傷害容疑で被害届を提出したと。このこと自体、私、非常に残念に思つてゐるんですね。

今日、自民、立憲民主の両筆頭にお願いをして、

委員会として日本アメリカンフットボール協会の御出席を要請したんですが、なぜか欠席ということで非常に残念なんですが、ちょっととこの事態について、被害届も出されたことについて、スポーツを所管する大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣（林芳正君） 昨日、被害届を出された後の会見ですが、されておられたのをニュースで拝見をいたしました。本当に、切ないというやるせないというか、そういう気持ちがじみ出でておられるようなお父様の会見でございました。

なぜこうのことまでなつてしまつたのかといいう思いを持ちながら私も見させていただきましたが、やはりこのタックル自体、看過できない非常に危険な行為であつたという認識、これはもう当初からはずつと申し上げております。

日本大学が所属をしております関東学生アメリカンフットボール連盟、これが規律委員会を設置して調査を行つてあるということでおもいますので、この調査、報告を受けて、やはりこのような事態が二度と起ららないように、文科省としても必要な対応をしてまいりたいというふうに思つております。

○蓮舫君 試合が行われたのが六日で、それから一週間、内田監督は何も話さなかつた。それで、メディアの前で口を開いたときにも、自分の指示、あるいは壊してございとつたか、あるいは実際に

選手がラフプレーをしたことを注意しなかつたことについては言及していないんですね。いまだ言及していません。

そのさなかに、被害を受けた選手のお父さんが

会見をして、今日は三時から実際にそのラフプレーを行つてしまつた選手が会見をしています。その中で、選手は、御家族への謝罪の一歩であるとということをお話しになられて、実は、試合の直後に、直接謝罪をしたいと監督に申し入れたんだけれども、監督に断られたそうです、謝罪するなど。

六日の直前、この選手は試合、練習から外されました。井上コーチから、相手のクオーターバックをワンプレー目で潰したら試合に出してやると監督が言つていると言われた。コーチからその念押しをされて、ところが試合当初メンバーから外されていた。監督に聞くと、やらなきや意味がないと言われた。できませんでしたじゃないとコーチに言われた。で、やつてしまつた。当然、反省をしていると。

非常に時間が掛かっているという印象は拭い切れないのでございますが、今日二十一日ですから、二十四日ということであれば、そこでしつかりとした説明がなされるのかどうかと。さらに、先ほどの繰り返しになりますが、関東学生アメリカンフットボール連盟が規律委員会を設置して調べやって、試合中に亡くなっています。やっぱり、すぐくいうことつてきついんですよね。

やつぱり、これ、そうすると、十七日に関西学院大学が日大に求めていた見解に対する回答書を公開しているんですが、そこでは、意図的な乱暴行為を行ふ」となどを選手へ教えることは全くございませんと日大アメフトは回答しているんです。つまり、今日、ラフプレーを行つてしまつた選手と言つていることが大きく違います。

○国務大臣（林芳正君） この内田監督が十九日に取材に応じたわけですが、そのときに、御指摘が今あつたような、監督自身が指示をしたのかどうかについて、日本大学から二十四日を中途に関西学院大学に対して文書で回答をすると、こういふふうに内田監督が述べていると承知をしております。

○蓮舫君 日大から関西学院大学への文書の回答は二段階になつてゐるんです。既にもう一段階目

の回答をしていて、それを十七日に関西側が公表しているんです。そこで、意図的な乱暴行為を行うことなど選手へ教えることは全くございませんと明言をした上で、監督の関与を二十四日に出すと。

ところが、今日の選手の会見では、試合終了後、監督に、もうフットボールできないと言つたら、おまえは気にするなど、二人のコーチが、事実確認もなく、退部を申し出たけれども引き止められた。つまり、なかつたことにしよう。コーチから伝えられた言葉は、潰せ、ほかにもけがをさせる前提の言葉があつた。もう内田監督だけじゃなくて、コーチも、チーム一体となつて、ちょっとともうスポーツ精神を根底から揺るがせるような事実があつたのではないか。

そんな中、監督だけ、まだその文書も発表していない、自分の関与も言つていない、さつきの麻生大臣と一緒にすれども、謝罪もしていないで、さつさと辞任届を日大は受理、そしてこの人は日本の大の五人いる常務理事の一人として人事担当という非常に重い責務を持つているんですが、この日の判断、そこは辞めないと、この日大の判断は適正でしようか。

○国務大臣（林芳正君） 今委員がおっしゃつたように、監督と、それから被害者の方の方と、それから日本大学の方の選手の会見と、三つがすつ

といふ一つの事実関係で貫かないと、こういうことだらうというふうに、今の段階では、思つておるわけでございます。

そういう中で、監督が辞意を表明しておるといふことですが、一方で、常務理事をされておられ

て、常務理事についての進退は明らかにしていいないといふところもあるわけでございます。ですか

ら、やはり事実をしつかりと解明して究明をする必要があるわけでございます。理事の任免については、寄附行為等に基づき当該学校法人において

判断すべきものだと、これ原則でございますが、その前提としては、しっかりとやはり事実が究明、解明されることが大事であると思っております。

○蓮舫君 もちろん行政の過度な介入があつてはいけないと思いますけれども、ちょっと今回の事

態が余りにも大学スポーツの信頼失墜につながつていると思いますので、よくよく所管大臣として

の行動を取つていただきたいと要請を申し上げます。

今日午前、連合審査を行いました。地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案。梶山大

臣は、これから十年間の時限措置で東京二十三区の大学の定員増を認めない、地域の大学の振興、地域に若者の雇用を交付金でつくる、でも十年後

にどれぐらいの若者が地域に定着するかという数

字はない。立法事実がないということを明らかにしましたが、大臣政務官、そもそも、学生が東京で学びたいというのを、権利を抑制すれば地域で学ぶ学生が増えるという根拠を明確に教えてください。

○大臣政務官（長坂康正君） お答え申し上げます。

一〇〇〇年から二〇一五年で地方の若者が約五百三十二万人減少……（発言する者あり）はい。

このような状況を踏まえまして、東京二十三区のみで四十六・三万人と既に全国の学生の一七・九%を占めていること、また、二〇〇一年から二

〇一七年の間で東京二十三区の学部生徒数は八万人増と、傾向があるわけでございます。

○蓮舫君 済みません。午前中の私と梶山大臣の議事録を読まれましたか。

○大臣政務官（長坂康正君） いや、読んでおりません。

○蓮舫君 立法根拠、立法事実つてすごい大事だと思うんですが、試算であるとか、これから十年間の二十三区の大学の学生の定員を抑制したら地方が豊かになる、私はその根拠がないとした梶山

大臣の答弁を全く素直だと思うんですが、実は少子化というのは大学にとって経営を直撃します。国立大学法人化して以降、運営費交付金は千四百四十五億円削減、平成十八年から私学助成は百八十億円削減、運営費の九割を授業料で賄う仕組みでは減収は経営を直撃します。

一九八〇年代、十八歳人口が減少したアメリカで、大学が自ら入学者数を抑制、新入生は減少したんですが、その結果、大学は授業料を引き上げました。今後十年間、都内、東京二十三区の大学が転入増をしないことによって学生の学費が上がらないという担保は、政務官、あるんですか。

○大臣政務官（長坂康正君） 本法律案は、先生、第一義的には、インセンティブとして地方大学の振興のための交付金制度を創設し、地方大学の魅力を高め、地方での若者の修学及び就業を促進するものでございます。

しかしながら、今後十八歳人口が大幅に減少する見込みになる中、今後も条件の有利な二十三区、東京二十三区の定員増が進み続けますと、東京一極集中がますます加速を……

○委員長（高階恵美子君） 答弁者は簡潔に願います。

○大臣政務官（長坂康正君） はい。

○蓮舫君 私が聞いているのは、東京の学生の定員増を止めることによつて大学の経営を直撃する

と、そのことによつて大学が経営を維持するためには学費を上げないとする担保はありますかと聞いているんです。

○大臣政務官（長坂康正君） それは、済みません、今はお答えできません、私は。

○蓮舫君 つまり、立法事実もない、十年後の学生が地方と都内でどうなつているかという見込みも試算していない、学費がどのようになるかとの見込みもない、それで一体どこが地方創生なのか。

そして同時に、二〇二〇年に東京オリンピックを進めて、経済効果あるいは雇用増員は全体の七割近くが全部東京に集中をする。しかも、二〇二七年には東京一・名古屋間でリニア新幹線が開通します。政務官、東京に人、物、金、更に流入するんじやないですか。

○大臣政務官（長坂康正君） お答え申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピック及びリニア新幹線については、所管外ではございますが、東京オリンピック・パラリンピック開催につきましては、東京都が二〇一七年三月に当大会開催に伴う経済波及効果等を公表しております、その中では、雇用誘発数については、東京都で約百三十万人、全国で百九十四万人と試算していると承知をいたしております。そのため、一般論いたしましては、当大会の開催は、東京圏の求人を増加

させる可能性が高いと考えられます。ホストタウンなどの取組によりまして地方においても雇用創出や活性化につながるものと考えております。

また、リニア新幹線の整備につきましては、所要時間の短縮によりまして、移動先の滞在可能時間が大幅に増加する等、地域の活性化をもたらす以外の地域がその創意工夫によりまして魅力を大きく向上させることが可能と認識をいたしております。

○蓮舫君 その認識は余りにも浅いです。

今、やじで名古屋にも行くよと、事実を知らないものがありました。大阪府の調査では、東京一名古屋開業によつて生産額は全国で五千二百六十億円増加します。そのうち、名古屋圏は僅か七百五十億です。沿線都道府県は僅か二百六十億。

です。

林大臣、地方創生も大事です。東京一極集中をどうするかも大事です。でも、今回の法案は余りにも前提条件の試算がない。そして、二十五億円、文科省の予算をそれを交付金に差し出す形で、それから、これから十年間、二十三区で学ぶ学生の学費が上がるかどうかの担保もないんです。是非、そこは文科大臣として、今回いろいろ議つたこと

あるでしょう。あるでしようけれども、やっぱり早期の点検と見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 法律が成立させていた

だいた曉には、いろんな御議論を国会で賜りまし

たので、やはりしっかりとこの所期の目的が達成

されるべく運用していかなければなりませんが、

万が一そういう御指摘のあったようなことが起こ

りそうになつたときには、なるべくそういう弊害

が起ころないようしつかりと運用に努めていき

たいと思っております。

○蓮舫君 終わります。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。

では、私は、まず加計学園の問題について伺いたいと思います。

先ほど来ありますとおり、昨日、参議院予算委員会に対して愛媛県から新たな文書が出されました。二〇一五年の二月二十五日に安倍首相と加計孝太郎学園理事長が面会して、その理事長から安倍首相に対して獣医学部新設についての説明したと。そして、その場で総理が、そういう新しい獣医学の考えはいいねと言つたなどの記述もあつて、まさにこの間の総理の国会での答弁が虚偽だったのではないかと。何より、獣医学部設置は、首相案件として加計ありきとして動いていたのではないかという疑惑はますます深まっている、新

しい局面に入っていると思います。

また、資料を読ませていただきますと、文科省に関する記述も様々あり、吉田局長など新たな名前も出てきております。

ここで、まず委員長に申し上げたいんですけれども、改めて、先ほどありましたけれども、関係者を呼んで、この文教委員会として集中審議するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（高階恵美子君） ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○吉良よし子君 是非よろしくお願ひいたします。

そして、大臣にも申し上げたい。やはり、新たな局面なり、こうした様々な文科省に関わってもまた様々な資料があるという示唆する記述もあるわけです。ですので、この間求めていた文書やメールに關わる再調査のみならず、昨日出てきた愛媛県文書の中に入っている、書かれている文科省に關わる事項についてのその真偽、また関連する文書の有無、徹底調査すべきと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（林芳正君） 今回、愛媛県から参議院予算委員会に提出された文書に關しまして、愛媛県提出の文書に記載のある、平成二十七年四月前後の柳瀬総理秘書官と加計学園等関係者の面会につきましては、これまで、内閣官房からの指示

により、文部科学省において当時文科省から内閣官房に出向していいた職員への聞き取りを行つてきなことを踏まえ、今回も補足的確認事項として追加聞き取りを行つておるところではございますので、よろしければその結果を申し上げたいと思いますが。

まず、その結果、当該文書を見て、現時点で思ひ出した記憶については、今回の文書を見て思ひ出したことはなく、明確な記憶はないとの回答だけたと聞いております。

文科省としては、これまで丁寧かつ詳細に確認しております、必要な範囲について確認作業を十分に行つたというふうに考えております。

○吉良よし子君 思い出したことはないから、これ以上調査する必要はないというような御答弁だったと思うんですけども。

記憶がないからといって記録もないことにしてしまうなんというのは、あつてはならないことだと思います。この間も、その調査というのは、職員の個人フォルダについては職員が覚えていない場合は調べていない、これでは調査とは言えないと、本当に真相究明する気があるのかと伺いたいぐらいの状況だと。ヒアリングだけじゃなくて個人フォルダも含めた徹底的な調査、必要じやないかと。本当にこれで十分だと言えないじやないかと。真相究明する気があるんですか、大臣、い